

総務委員会

令和元年9月4日（水）

午前9時00分～午後1時36分

議会第1会議室

【出席委員】山下伸二委員長、宮崎 健副委員長、富永明美委員、川原田裕明委員、
重松 徹委員、野中宣明委員、江頭弘美委員、千綿正明委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・総務部 池田総務部長
- ・市民生活部 眞崎市民生活部長
- ・議会事務局 梅崎議会事務局長
- ・子育て支援部 今井子育て支援部長
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○山下伸二委員長

おはようございます。それでは、本日の総務委員会を開かせていただきます。

まず、審査に入ります前に、本日の流れについて正副委員長で調整させていただきましたので、お諮りさせていただきたいと思います。

最初に、昨日の積み残しであった総務部秘書課の分について説明を受けて質疑を行います。

その後、市民生活部の決算審査を行い、市民生活部終了後に議会事務局の積み残し分につきまして追加説明を受け、その後、子育て支援部から初日の歳入審査での発言に対する訂正の申し出がっておりますので、その分について説明を受けたいと思っております。

以上のように進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、総務部秘書課の皆様は入室をお願いします。

◎執行部入室

○山下伸二委員長

それでは、総務部秘書課で昨日の積み残しとなっておりますメディア広報事務経費並びにシティプロモーション事業について説明をお願いいたします。

◎メディア広報事務経費及びシティプロモーション事業について 説明

○山下伸二委員長

それでは、かなり詳細な資料を出していただきましたので、区切って、まずメディア広

報事務経費のほうから質疑をお受けしたいと思っておりますけれども、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○千綿委員

まず、その資料の発行部数なんですが、これは、例えば西日本新聞なんか、57万部、これは九州全体の分ですよ。

だから、これは佐賀市、要するに佐賀市の広報をしているわけですから、日経とかは全国版というのは理解できるんですよ。佐賀市の発行部数がどのぐらいかというのがわからないと比較できないと思うんですが。

○小林秘書課長

佐賀市の発行部数ということなんですが、上のほうの新聞の年間の分の西日本新聞発行部数4万4,000部というのが県内の部数になります。佐賀市の部数はちょっと確認ができておりません。下の、委員が今おっしゃった九州版の57万部というのは、九州7県の発行部数ということになっております。

○千綿委員

普通佐賀市民に告知をしたいということを考えたときに、佐賀市の購読数は把握していないわけ。要するに佐賀市でどのくらい読まれているかということは書いていないじゃないですか。今、佐賀県内とか言われたけど、佐賀市でどのくらいかと。

これは、実際新聞は押し紙の問題もあって、大体1割程度余計に出しているんですね、通常。例えば佐賀市内で佐賀新聞が14万部と言いますが、基本的な佐賀市の世帯数は9万5,000ぐらいですかね。多分企業が入っているんで14万部とかになっているんですけど、これは多分実数じゃないと思うんですよ。そこら辺わかられていますか。実際の実数はどのぐらいなのか。佐賀市の佐賀新聞の購読数というのを詳細に把握されて——言うがままでしょ。佐賀新聞が発表しているままでしょ、大体基本的に。ということですよ、14万部というのは。14万部というのは、多分、住民の方が住まれている普通の民家が9万5,000世帯としても、あとのほとんどは多分企業なんですよ。それを入れて14万と。全世帯と一緒にですよ、基本的に。

でも、実際は新聞をとらない家庭がどんどんふえているので、実際——もちろん企業にやるなどとは言いませんよ。企業はカウントしていいんですけど、住民の方の世帯がどのぐらいの割合で佐賀新聞をとられているのかというのは、佐賀新聞社から聞いた話で14万部と書いているんですか。

○小林秘書課長

今回資料を作成するに当たりまして、各新聞社に発行部数をお尋ねして確認した数字でございます。

○千綿委員

あなたたち広報を担っているわけですよ。新聞社から聞きました。もちろんデータは聞

かないとわからないから聞かないといけないんですけど、これは去年の事業ですね。去年の段階で、各新聞の購読数がどのくらいいて——だってそれなら日経に何で出す——バイオマスで全国的に出したかった、企業向けに出したかったというのはわかりますけども、ちゃんとその下準備をして、購読部数の比率だとか、そういうのを調べてあなたたちは広報戦略を立てなきゃいけないでしょ。今回資料請求したから、いや、新聞社に聞いたらかうでしたという話じゃないですか。昨年は何もしていないということでしょう。だから、昨年度の広報を流すときに何もしていないということでしょう。いかがですか。

今説明があったのは、今質問があって、新聞社から聞いたらかうでしたという話でしょう。そうじゃなくて、去年の広報戦略の中で、この新聞社は佐賀市内でこれだけの購読数があります、だから、こういう配分でいきましょうということを戦略的に議論していないんですか、昨年。

○秘書課シティプロモーション室長

広報につきましては、新聞の部数がどうかではなくて、幅広く媒体を使うという形で広報しておりますので、新聞、それからラジオ、テレビという形で、なるべく多くのメディアを使って広報するという形で動いていますので、部数によってという形では、そういう方向ではありません。

○千綿委員

だからおかしいと言っているんですよ。広くと言うのであれば、部数が多かったほうが当然広告効果は高いわけでしょう。そう言われますけど、媒体って、SNSは入っていないじゃないですか。インターネットの広告は入っていないじゃないですか。

今、広告業界でインターネットの広告のほうがどんどんふえているんですよ。インターネットの広告は全く入っていないじゃないですか。紙媒体と、要するにテレビ媒体と、エフエムとかのメディア媒体だけじゃないですか。言われたように、なるべく広く告知したかったら、SNS、例えばインターネットの広告等も検討しなきゃいけないでしょ。しなきゃいけない、したんですか。

○小林秘書課長

今委員がおっしゃったSNSを使った広告につきましては、シティプロモーション事業の中で一部実施しております。

内容につきましてはですけど、ユーチューブのインストリーム広告やグーグル広告、ヤフー広告などを使ってサシパワー、佐賀牛の広告だったり、ふるさと納税のウェブ広告を実施しております。

○千綿委員

普通の企業の広告戦略ってそんなもんじゃないんですよ。要するに、自分たちが届けたいものをどの媒体にのせたほうが一番広く広告効果があるかということ、戦略を持ってやっているわけですよ。

例えば、今グーグルとかの検索で、1回検索したらその関連の広告がばーっと横に出てくるじゃないですか。ほかのときに開いても出てくるようになってるんですよ。それは、要するにグーグルが、1回検索したら興味があるから、その関連の広告を載せれば広告効果が高いということで今やっているわけですよ。そういうことを言っているんですよ。

だから、今これは紙媒体とテレビとラジオじゃないですか。だから、SNSはいいんですよ。基本無料だからいいんだけど、ネット広告とか出ていないじゃないですか。SNSの費用は人を雇ってされているんですけど、ネット広告という方法もあるでしょう。

だから、去年の段階で、広報戦略としてどの媒体をどういった形で使う、それは先ほど課長が言われたように、一番広く――要は、広報というのは、少ないお金で多くの方に知らしめるというのが本来の姿でしょ。それを議論されているんですかということです、昨年。これは決算ですから昨年の話です。ごめんなさいね。あなたたちはいなかったと言われればそうなんだろうけども、ないじゃないですか、インターネット広告自体が。今見てくださいよ、大手企業。例えば、もちろん新聞、テレビ、雑誌、いろいろ広告媒体はあります。ネット広告がどんどんふえているんですよ。だから、今テレビの衰退が言われているじゃないですか。子どもたちなんかテレビ見ませんからね。ユーチューブですよ。

○山下伸二委員長

千綿委員、一般質問のようにならないようにしてください。簡潔をお願いします。

○千綿委員

だから戦略を立てているんですかということです。

○山下伸二委員長

先ほどのも、そしたらもう一回お願いします。

○秘書課シティプロモーション室長

秘書課のほうでは、広報係とシティプロモーション室とがあるんですけども、シティプロモーション室のほうで昨年ネットの広告のほうを何回か実施しております。

広報発信の部分で分けている部分もありますけれども、委員がおっしゃられるように、ネットの広告に出したほうがいい事業、イベント等もありますので、広報の全体的な部分については今後考えていきたいと思えます。

○山下伸二委員長

要は、こういった媒体を使ったほうがより効果的ですよという検討を平成30年度の予算を立てるとき、そして、平成30年度の予算を執行する中でされましたかということを開かれているんです。来年度どうじゃなくて。

○秘書課シティプロモーション室長

昨年、検討はしてありませんが、シティプロモーションのほうで、幾つか、サシパワーとか、IT、ふるさと納税促進の部分でウェブ広告のほうを実施いたしました。ターゲットのほうも決めて実施しておりますので、そこで、シティプロモーションの中では検討し

ております。

今年度は何を実施するかということも、その広告媒体、受け取った数とか、そういうのを昨年検討はいたしました。それは全体的にはではなくて、シティプロモーションの中でという形で……

○山下伸二委員長

個別の媒体ですね。個別ではなくて、千綿委員からあったのは、全体を通して、そういう戦略的な検討をされたんですかというのを質問されているので、個別はしたけども、全体的な見直しは行って——これまでどおりの流れで来たということですよ。そういうことですよ。

○秘書課シティプロモーション室長

はい。

○千綿委員

この金額を見ていると、新聞の上2つ、449万円と724万6,000円、それとミニコミ誌、情報誌ですね、これがかなり高いんですよ。

だから、先ほどから言っているように、昨年、全体的なネット広告も検討していないというけども、投資対効果の問題で見たときに、これだけのお金を出すからこれだけの効果がというのが本来ないといけないんですよ。

昔は、ミニコミ誌は1誌だけだったんですね、ぷらざだけだった。ふえてきたので、ふえているんでしょうけども、ここにこれだけ、その3つに出す意味というのはどういった形であるんですか。

例えば、この3つを見て、ぷらざは別として、あとの2つのWASABIともう一つのMOTEMOTEさが見て、多分購読者層は一緒ですよ。多分私が見るに当たって購読者層が一緒だと思うんですが、ここに3つ、大体均等にお金をかけられているのはどういう意味ですか。

○小林秘書課長

3誌を使っておりますけど、一応毎月各誌に出す内容のほうにつきましては、違った内容を出しておりますので、それぞれ見ていただきまして、この広報誌につきましては、基本市内全世帯のほうに配られますので、ほかの新聞と比較しても、委員が言われているような市内の購読者数は多いものと思っておりますので、それぞれ毎月違った記事を掲載するという対応しております。

○千綿委員

だから言っているように、要はどのくらいのお金をかけて広報して、どのくらいの告知をするのかというのが本来ないといけないんですよ。

例えば、ぷらざも全世帯じゃないですか。ほかのやつも全世帯なんだろうけども、違う内容と言われましたが、それなら購読者層とかはつかんでありますか。例えば、その媒

体に応じた購読者層があって、そこが一番大きいからそこにこういう記事を出すというのが本来広報戦略としてないといけないんですよね、実際は。だから、ぷらざは大体講読世代が広いからこういう内容にしましょうとかになるじゃないですか。それを全部に出されて、これだけの金額を出されているということ自体の根拠はあるんですか。購読者層とか把握されていますか。例えばぷらざとかWASABIとか今ありますけど、端的に言われて、その購読者層はどのぐらいの年齢層が一番多いとか把握されていますか。

○小林秘書課長

購読者層につきましては把握できておりません。

○山下伸二委員長

先ほど毎月違う広告を載せていますと言われましたけれども、例えば、月刊ぷらざ、MOTEMOTEさが、それからWASABI、それぞれ9月号が行きますよね、同じ時期に。その3誌、9月の3誌は全部違うんですか。それともそれは一緒なんですか。

○秘書課広報係長

9月号の内容は、3誌とも別の広告を掲載しております。

○千綿委員

購読者層を把握していなくて、どの記事をどこに載せるというのをどうやって決めるんですか。

例えば、購読者層がここは厚いから、ぷらざはぷらざでこういう購読者層があると、全体的に読まれているとかあるじゃないですか。WASABIは若い人が多いとか。だから、若い人の記事についてはWASABIに載せましょう。ぷらざについては全般的だから広い範囲で載せましょうと決めてない決められないでしょう。でも、実際は把握されていないんですよね。把握されていないと、記事をどこに載せるとどうやって決めるんですか。

○秘書課広報係長

委員がおっしゃいましたとおり、購読者層につきましては、担当者レベルでどれぐらいの層が多いでしょうかというような問いをかけたことがございます。

ぷらざ、MOTEMOTEさにつきましては、やはり中年層といいますか、30代以上が購読者として多い。WASABIにつきましては、やはり飲食店関係の広告も多いことから、若い層が多いという回答は担当者レベルからは聞いております。なので、WASABIに関しましては、お子さん連れですとか、そういう若者が参加しやすいようなイベントなどを中心に掲載するように配慮はしております。

ただ、担当部署からの掲載の希望なども配慮いたしますので、その分、はっきりと若者向けだけの内容が掲載できているかということに関しましては、そうでない場合も確かにございます。

○山下伸二委員長

メディア広報関係でほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

じゃ、次、シティプロモーションの件について。

○江頭委員

プロモーション大使関係の件で、要は大使依頼ということに対する担当者の内規的なもの、要するに全然違うわけじゃないですか。扱いというか、大使に依頼するその——でも、大使をこの年にこうやると、要するに大使をどうやって使つてと、そういう規約というのとはもともとないんですか。

例えば、中越典子さんとか優木まおみさん、単なる特産物をやつて、それでネットで挙げてくださいで大使つて、そういう位置づけなんですか。私たちの大使へのイメージは、はなわ大使みたいにやっぱりいろんなイベントに直接参加してもらつて、値段はかかるでしょうけど。そういう決まりというか、大使を依頼する規則とか内規的なもの、どうするというのはないんですか。そのときの予算関係なのかどうなのか、そういうところをもつと具体的に説明をお願いしたいと思います。

○秘書課シティプロモーション室長

プロモーション大使につきましては、任期は3年ということをお願いしております。

報酬は、年間の契約というのは、委任しただけで報酬とかはないんですけども、こちらから佐賀市のイベント情報とか、特産品とか、市報とかを送っております。

大使の仕事というか、佐賀市の主催のイベントに出演していただくということで、イベントのほかにも大使の紹介とかをしております。

いろいろあるというのが、中越さんは昨年、実はお子さんが生まれたということで、昨年に関しては、御出演のほうは余りされておられません。優木まおみさんに関しては、佐賀市のイベントではなくて、県のほうの明治維新のイベントにかなり御出演していただいているという部分がありますけれども、佐賀市としては、必ず年に1回という形ではなく、各課のいろんな観光イベントとか、あと三重津のイベントとか、そういうところに大使を使つてくださいというか、お願いしてくださいという形でイベントの課にはお願いしております。そちらのほうに大使のほうが出演していただくという形にしております。

また、PRにつきましては、各SNSのほうでかなりPRしていただいております。全体的に830ぐらい、昨年は佐賀市のことをつぶやいていただいたり、紹介していただいたりしていますので、情報発信のほうは積極的にしていただくようお願いしております。

○江頭委員

そしたら、例えば、その大使をこのイベントに使うと。要するに、原課が使いましたと。そして、その出演料というのは秘書課のこの予算で処理するんでしょう。今聞いていると、あなたたちは大使を決めましたと。例えば、別の課がイベントで使う出演料とか、そういうものを勝手にはできないじゃない。何か、聞くと、使つてくださいと。そしたら、出演

料とか、そこは秘書課が持っているんでしょう、このプロモーション大使関係の予算として。各課がいろんなイベントに大使を使う出演料とかは持っていないんでしょう。

ということであれば、僕から言わせれば、大使の1年間のある程度のスケジュール的なイベントの出演とか、そういうことをずっと細かく、大使を決めるときにちゃんとした——佐賀市出身だから、誰でもはいと手を挙げるものじゃないと思うよ。やっぱりこの人たちだってそれぞれ仕事もあるし、1年間の大体こういうのに出演してほしいとか、こういうのをお願いしますとかいう形で依頼をするんでしょう。勝手に決めて依頼しているわけじゃないでしょう。だから、その辺が見えないんですよ、この金額のばらつきからいうと。

例えば、朝夏まなとさんとかいう人とほかの有名人、その出演料はみんな違いますよね、それぞれ。しかし、何か今の話を聞くと、勝手にイベントをほかの各課がやって、依頼をして使ってください的な——あなたたちが大使関係の出演料など、そういうものを全て予算から持っているんでしょう。違うんですか。

○秘書課シティプロモーション室長

大使の出演料につきましては、シティプロモーションのほうで確保している部分と、あと各課のイベントのほうで出演料を確保されているんですけども、そちらにうちのほうから出演料のほうを補填したりとか、そういう形で今運営しております。

当初、来年度の予算をつけるときに、このイベントにこの方が出演するというのがはっきりは決まっておりません。各課に照会をかけて、出演してほしいイベント情報は全部来ています。それで予算化はしているんですけども、新しく年度がかわってから関係課との話し合いをしながら、大使の方の御出演を決めるという形になっております。

○山下伸二委員長

ちょっと確認なんですけど、プロモーション大使関係の費用がここに上がっていますけれども、秘書課以外ではほかの課がこのプロモーション大使の予算を持っている、ちょっと今のところがよくわからなかったもので、その確認を済みません。

○秘書課シティプロモーション室長

プロモーション大使の予算ではなく、イベントのゲストの方の予算は取られている課もありますので。

○山下伸二委員長

ということは、ここに上がっていますけれども、はなわさんのところにほかの課が依頼して出演した場合には、予算の項目が違うけれども、そこから出演料が行っている場合もあるという認識でよろしいですか。

○秘書課シティプロモーション室長

はい。

○山下伸二委員長

わかりました。

○江頭委員

そうすると、あるイベントにおいては、大使を使わずにほかの人を使う、それもいいんでしょうけれども、最初の質問なんですよ。やっぱり大使依頼と、このプロモーション大使というものをちゃんとこうやって使うというのであれば、きちっとしたある程度の規約的なものがないと、今みたいに、例えば中越さんを頼みました。要するに妊娠で、お産で使えません。それで済むのかなというようなことも——それは仕方ないというところもあるんでしょうけど、それなら優木まおみさんは、県の維新博でどんどん使ったからあれと。当然使うということはわかっているじゃないですか、維新博で。それなら誰か違う人をお願いするとか、そういう部分というのが、何か物すごくこのプロモーション大使関係に、まあ誰でもいいやみたいな感じが見えてくるんですよ。こんなに使い方が違うとですね。

実際、佐賀市をPRするシティプロモーションでもトップセールスをやるんだという中で、そういう大使の使い方というのは、もうちょっとやっぱりきちっとした規約的なものをもって、予算づけもきちっとしてやらないと効果がないんじゃないかなと思われるんですけどね。その点は検討を——今度かわったばかりだから、今、千綿委員の質問においても、かわられたばかりで、それは決算の部分では気の毒な部分がありますよ。何でこんなに私たち言われたいとかんのかなと。でも、やっぱりちゃんとした事務引き継ぎの中で、それなりの検討は、この辺はされていないんですか。率直な疑問なんですけど。

○秘書課シティプロモーション室長

佐賀市のイベントにつきましては、プロモーション大使の方をお願いしています。スケジュール等が合わないという場合で、はなわさんが多いのは、はなわさんのスケジュールがちょうど合ったという部分もあります。ですから、皆さんに声をかけております。

ただ、年間必ず1回出演してくださいという部分が、ちょっと年間契約としての報酬をお渡ししていない部分がありますので、厳しい部分もあります。

この金額に差がありますけれども、大使の皆さんは本当にSNSでPRもしていただいたりという形で、プロモーション大使ということをすごく——今回の水害に関しても、皆さん御連絡していただいたりという形で、佐賀市にとって本当に大使ということを思っただけでいらっしゃいますので、イベントに関してとかはこちらも計画的にしていかなければいけないと、委員がおっしゃられたとおりでと思います。

○山下伸二委員長

ちなみにプロモーション大使に任命するだけでは費用は発生しないということによろしいですか。

○秘書課シティプロモーション室長

そうなんです。

○川原田委員

今ずっとお話を聞いていると、課長はかわったばかりで本当に気の毒だなという気持ちで聞いていたんですけども、何で去年の今ごろずっと我々総務委員会が1週間に1回、2週間に1回ぐらいの議論を重ねてきたかというのは、根本的にぱっと見て、お金の使い方が——我々議員はチェック機関なんですね、チェックはします。せからしいと思いますけども、チェックはしますよ。そういうふうな中で、一目で、ペーパー見ただけではわからないときはきちっと説明してもらって、なるほどそういうことかということじゃないと、本当に総務部長、また前回の二の舞しちゃいますよね。我々はチェックしないと、市民の方々が納得しないんだから。そしてきちっと報告しなきゃいけないんですから。

だから、本当に今、千綿委員、江頭委員が言うように、我々が納得するような、ペーパーだけじゃなかなか難しかったらきちっと説明できるようにしておかないと、本当にかわったばかりで気の毒だと思いますけども、これはやっぱり我々は市民に報告する義務があるんですから。いいですか。その辺だけ重々、この前もあれだけやって、まだ徹底されていないというのは非常に寂しいなと思いますけども、これは総務部長いかが思いますか。

○池田総務部長

おっしゃるとおり、昨年いろいろありまして、御迷惑をかけたところでございますので、決算の部分については、なるべくわかりやすい資料を出して、内容についても答えられるようにと思って今回臨んだところでございます。その辺は今後とも十分気をつけてやっていきたいと思っております。

○川原田委員

本当にやっていただかないと、時間だけかかるんですよ。だから、先ほどずっと話を聞いていれば、中越さんが出産と、そんなの我々には関係ないんですよ。だから、こうこうだからこうなんですよという説明をぜひお願いしたい、これは要望しております。

○山下伸二委員長

要望ですね。

○野中宣明委員

そしたら、まずちょっと概要を教えてくださいんですけど、このシティプロモーション事業、およそ2,560万円になっているんですけど、これは前年度の事業が幾らか、それと増減について、また大きく変わった点、まずここをちょっと説明していただいてもいいですか。

○山下伸二委員長

時間かかりますか。

野中宣明委員、シティプロモーション事業の2,500万円だけでいいのか、それともそれぞれトップセールス、認知度もありますので、それぞれの項目についても増減を確認したいんですか。

○野中宣明委員

できれば。さっき川原田委員が言われたようにわかりやすい資料を求めていたんですけども、なかなかちょっとこれじゃわからないので、本来であれば、そこら辺がどう前年と変わって、大きく変わったのか。

○山下伸二委員長

これは平成30年度分を積み上げてから出してもらっていますので、その細かいのがすぐ出てこないかなというふうに思うんですけど、どうですかね。数字はすぐ出てきますか。平成29年度が幾らで、この平成30年度の決算と増減がどうなっているのかというのがわかりますか。

○秘書課シティプロモーション室長

平成29年度の決算につきましては、2,000万円ほどであります。2,032万3,000円という形になっております。

今回、2,500万円ほどになっているということに関しましては、全国シティプロモーションサミットの予算のほうが大きくふえておりまして、それが決算のほうに反映されております。

○山下伸二委員長

今、シティプロモーションの項目が出てきましたけど、それについて何かございますか。中の細かいところの増減はすぐわからないですよ。

○秘書課シティプロモーション室長

平成29年度ですか。

○山下伸二委員長

平成29年度。今、シティプロモーション事業経費として約2,000万円で、500万円ほどの増加ということなんですけども、内訳のトップセールスだとか、認知度アップはわかりません。

○小林秘書課長

詳しい内訳につきましては、現在手持ちがありませんので、わかりません。

○山下伸二委員長

じゃ、ちょっと野中宣明委員、今の全体のやつだけで何か質疑をまた続けられますか。それとも細かい中の数字が欲しいですか。

○野中宣明委員

いや、本当は積み上げですから、決算というのは積み上げた数字をここに報告してあるんですからね、ないとか、ちょっと探しに行かなきゃいけないというのはちょっとあり得ない話なんです。

だから、きのうも言われていましたし、きょうもさっき川原田委員のほうからも言われていましたし、ちょっとあり得ない話になっているなと思って。ただ、ちょっとこうしていても時間を無駄にしますので、別の形でちょっと簡単に質問させてもらっていいですか。

○山下伸二委員長

はい、どうぞ。

○野中宣明委員

この中の、いわゆる認知度アップキャンペーン経費、1,000万円ほどございますけども、下のほうに括弧で主な内訳ということで幾つか書いてあるんですけど、ちょっとこの金額をそれぞれ教えてもらっていいですか。

○小林秘書課長

まず、佐賀牛プロモーション業務に係る経費が約450万円でございます。インターネット広告を利用した広告配信事業が約90万円、それ以外に福岡市民向けのプロモーションが約20万円、あと平成の佐賀市動画、地場産品動画を制作しております。そちらのほうは約220万円、その他シティプロモーションアドバイザー関連費用等で約70万円、その他経費が約110万円程度でございます。

○野中宣明委員

済みません。ちょっと確認ですけど、この動画って何ですか。ここに入ってないんですけども、これは説明資料でいくと動画制作——何の動画なんですか。

○小林秘書課長

平成が終わり、新しい元号に変わる機会に平成の佐賀市動画ということで、佐賀市の平成を振り返った動画のほうを作成しております。

それと、地場産品動画ということで、佐賀市の地域資源である地場産品についての約2分程度の動画も制作しております。これは地場産品の肥前びーどろと佐賀錦、肥前名尾和紙、鍋島緞通に関する動画を制作しているところでございます。

○野中宣明委員

そしたら、これはほとんど業務委託だと思うんですけども、どういった業者で、選定方法はどうされていますか。契約方法は。

○小林秘書課長

平成の佐賀市動画制作につきましては、佐賀シティビジョン、ぶんぶんテレビのほうに委託しております。地場産品の動画制作につきましては、株式会社アングルのほうに委託しております。

○山下伸二委員長

業者選定の方法はというのもあったんですけども。

○秘書課シティプロモーション室長

平成の佐賀市動画につきましては、ぶんぶんテレビの映像を使っておりますので、佐賀シティビジョンのほうにお願いしております。

ほかの肥前びーどろ関係や地場産品につきましては、まちなかの呉服元町の業者のほうに動画を制作する会社がありますので、そこをお願いしております。

○山下伸二委員長

随契ということですね。

○秘書課シティプロモーション室長

両方とも随契になっております。

○野中宣明委員

そしたら済みません、細かい部分で、佐賀牛プロモーション業務というのは、これは説明書でいくと、佐賀牛のサシパワーですかね、この動画ということなんでしょうけど、これは業者がどこで、契約方法はどうなっていますか。

○山下伸二委員長

今、野中宣明委員が言われたのは、19番の資料です。

○野中宣明委員

ああ、ごめんなさい。19番の資料ではそうになっています。

○山下伸二委員長

19番の資料の16ページ、ここに知名度アップキャンペーンで、今出していただいた資料よりも少し細かく書いてありますので、これが先ほど言われたどれに当たるのかということですね。

○小林秘書課長

佐賀牛サシパワーのプロモーション動画につきましては、佐賀広告センターに委託しております。業者の選定方法としては随意契約を行っております。

○野中宣明委員

これは何で随契なんですか。ほかにできるところはないということですかね。

○山下伸二委員長

ちょっと済みません。混乱してきたんですけども、先ほどの説明では佐賀シティプロモーションと、それから、まちなかの呉服元町付近にあるところに随契で委託しましたと。ただ、今聞いたらまた佐賀広告センターが出てきましたよね。ちょっとこれはもう少し整理していただきたいなと思うんですけども。

ここは野中宣明委員、先ほどの平成29年度との比較も含めて、きょうで決算審査が終わって、また1日置いて改めて説明を求める機会があるんですが、そのときに出していただいて、改めてこの分についてしたほうがいいかなという気がしてきて、今からまた時間を置いて、資料をつくっていただいてとなると時間がかかりますので、もう一度、再度執行部からの説明を聞く機会がありますので、この分はそのときにさせてもらってもいいですか。どうですか。

○野中宣明委員

確かに内訳といったことの捉え方が、そちらがとられた分と私がちょっと言った分と多分ずれがあっているなという感じがします、この資料を見る限り。だから、通常私たちが

内訳といったら、業務委託費が幾ら、事務経費が幾らとか、人件費が幾らとか、一覧表で羅列されるんですよ。要するに積み上げですから、これは積算ですからね。だから、そういうものの詳細で、あとどういうところの業者に発注したとか、そういうのが一目でわかるような資料が出てくるかなと思ったんですけども、これだとほとんど補足資料並みぐらいにしかならないので、委員長が言われるように、やっぱりもう少し詳しいところは必要かと思うんですけど、それと別でもう一つ、きょういただいた資料の(4)ですね。自治体におけるAIの活用に関する調査研究という文言があるんですけども、その内訳は、先ほど口頭で金額は教えていただいたんですが、ここに書いてある共同調査研究事業負担金と、これはどこに業務委託され、負担金を払われてなど、もう少しそこら辺をちょっと説明いただいていいですか。どういった流れでこうなったのか。共同調査研究事業負担金、400万円かな。

○秘書課シティプロモーション室長

共同調査研究先は一般社団法人地方自治研究機構になります。業務内要は……

○小林秘書課長

業務内容につきましては、地元企業や有識者等で構成する委員会にて、佐賀市における住民サービス向上や自治体事務効率化への人工知能の活用の可能性と課題を研究するものでございます。

○野中宣明委員

済みません。ちょっと単純な質問ですけど、AIの活用に関する取り組みといったもの、これは企画調整部の所管ですよ。なぜ秘書課でこうやって予算を使われているんですか。

○小林秘書課長

企画政策課のほうにAI・ロボティクス推進係ができたのが今年度からでありまして、昨年度、平成30年度につきましては、まだそういった担当部署というのがありませんでした。秘書課のほうでAIを活用したプロモーション等につきましても検討しておりましたので、こちらの事業につきましても、秘書課のほうで担当するような形となっております。

○野中宣明委員

いや、私たち総務委員会の研究会でも、働き方改革でAIの活用をどうするかという検討をしていますということで、企画調整部から資料をいただいているんですよ。だから当然、新たに今やったとか、4月からやったとかじゃなくて、もう既に企画調整部でそういう活用、検討なんかをやっているじゃないですか。だから、企画調整部でつける予算じゃないのかなと、なぜ秘書課で使っているのかなと、思っているんですけど。もう少しそこをちょっと事業の整合性、検討、庁内の状況なんかを教えてください。

○山下伸二委員長

答弁できますか。

○小林秘書課長

繰り返しになりますが、企画のほうでA Iの活用を行うA I・ロボティクス推進室が設置されたのが平成31年度、今年度からになりますので、昨年度、当初予算の時点では、先ほど言いましたように、A Iを使ったシティプロモーション等につきましても検討したいと思っておりましたので、秘書課のほうで事業の予算立てをしたところでございます。

○千綿委員

だから、説明書類が、研究会での説明書類というか、企画政策課のほうで説明された資料は私たちも持っているんですよ。それで、何でここに出てくるのかなという率直な疑問だと思うんですよ、野中議員が言われているのは。企画政策課のほうでずっと説明されてきて、何で秘書課で上がってくるのかという話なんですよ。去年の話ですよ、去年。A Iの活用に関するその説明を企画政策課が今までされてきたんです。研究会資料があるんですけど、それで説明されてきて、何で秘書課に上がってくるのかという単純な意見なんです、単純な。去年の話ですよ。決算じゃなくて去年の話。

○池田総務部長

おっしゃるように、企画のほうでもA Iの業務への活用の調査研究はしていたと思います。一方で、実際の業務としてA Iを利用したプロモーションの事業というのを秘書課がやっておりました。実際、A Iをどこでやるのかというのははっきり決まっていなくて、事務分掌上なかったというところで、今回の調査研究は秘書課で行った上で、一応終わったので企画にしたかどうかというのは、ちょっと私が言及するところではないんですけども、改めて企画のほうでことしからスタートしようというところで、今回のA Iに関する調査研究まで秘書課で行いましたので、もうここからは……

○山下伸二委員長

ということは、平成31年度の予算では上がっていないということですね。

○池田総務部長

上がっておりません。A Iの業務への活用に関しては、企画調整部のほうで行うという形になっています。

○山下伸二委員長

それまで担当部署がなかったので、いろんなところでやっていたと。これを今回部署ができたので、そこに全部統一したと、そういうイメージでいいんですか。

○池田総務部長

そのとおりです。

○野中宣明委員

いや、そういう説明をされますけど、じゃ、A Iを活用したシティプロモーションって何ですか。よくわかんない、それは意味が。具体的にもう少し言ってください。

○山下伸二委員長

シティプロモーションという項目の中にそのA Iが入っているので、A Iを使って多分

シティプロモーションするんでしょうと。どういったことをされているんですかということだと思えますけれども。報告がまとまっているはずなので、その報告の中にこういったことに使いますよというのが入っていないとおかしいですね。だから、それがどういった内容だったんですかということでしょうけども。

○小林秘書課長

報告につきましては、先進地の事例の勉強会等を行っておりますけど、プロモーションに関するA Iを使った先進事例というのは、今回、先進事例の対象になっておりませんでしたので、プロモーションに対するA Iの報告書における内容というのはありません。

○山下伸二委員長

いや、19番の16ページ、A Iのところ、自治体におけるA Iの活用に関する調査研究を一般社団法人どこと共同で実施し、調査研究の報告をまとめたと書いてあるじゃないですか、主要な成果を説明する資料に。まとめたと書いてあるんですけれども、まとめていないんですか。

○小林秘書課長

報告をまとめて、議員の皆様にも4月に投げ込みを概要版ということでさせていただいておりますが、今言ったプロモーションに関する報告についてはないということでお伝えしたところでした。それ以外の内容につきましては、戸籍A Iシステム、チャットボットの自動応答システム、高齢者向けの自動応答システム、あと保育所入所の選考支援システムなど8項目について報告させていただいております。

○山下伸二委員長

そしたら、ここにA Iというのがあるのは、非常に違和感があるということなんだと思うんですね。今回、今年度は所管がありますので、そこに予算が入る。何か取ってつけたようなところに予算が入っているなという感じがするということだと思えますけれども、その辺どうなんですか。

○小林秘書課長

先ほど部長からも説明がありましたように、A Iの調査をする部署というのがはっきり決まっておりますので、シティプロモーションのほうで予算をつけまして、こちらの19番の主要な成果を説明する書類のほうで記載させていただいているところでございます。

○野中宣明委員

だから、さっき委員長が言われたように、これは違和感があるんですよ。シティプロモーションの事業の中にこれが入っているのが。だから、A Iの活用、それはどこがやってもいいと思うんですけど、何でシティプロモーションの中に入っているのかという説明を求めているんですよ。新規事業で、別で費目を上げればいいじゃないですか、このA Iは。だから、当時何をやっていたのかなと思って、これは。もちろん調査研究をやっている

るというのはわかるんですけど、何でここに入っているのかというのが物すごく違和感があります。だって、私も報告書を見させていただいて、本当にシティプロモーションのシの字も入ってないんですよ、この中に、結果的に。ほとんど業務的な人工知能を使いながらの問い合わせとか、そういったもののサポート体制とか、そういった組み立てをされているみたいなんですけども、それだったら別のこともあったと思うんですよ。

例えば、ホームページで「ここねちゃん」ですか、ああいう人工知能を今やっているじゃないですか。だから、ああいうので、そっちの費目でできたじゃないですか、新規事業四百何十万円を上げて、この四百何十万円って。だから、シティプロモーションに取ってつけたように入れたのかというのが物すごく違和感があります。そこを説明してください。

○山下伸二委員長

ちょっと話をされていますが、1時間たちましたので、休憩をとらせていただいてもいいですか。

○野中宣明委員

本当にこれは納得いかないんですよ。もちろん物すごく違和感があつて——だから、当時庁内でこれはどういう協議をされて、決裁がなされたのかというのをきちっとやっぱり説明していただかないと、何でシティプロモーション事業費の中にこれが入っているのかというのが本当にわかりません。

○池田総務部長

ちょっと整理させてください。

○山下伸二委員長

確かにこういうのが入り込むと、予算を組み立てられても予算の審査のしようがないですよ。予算のときにですね。そこら辺の経緯について、10分間休憩をとりますので、10時10分に再開しますので、それまでに調査をお願いします。休憩します。

◎午前10時01分～午前10時10分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

休憩前に質問がございましたA Iの関係がここに入っている理由について、答弁ができましたらお願いします。

○小林秘書課長

平成29年度にこちらの共同調査研究事業を実施することを検討した際に、移住者向けや観光に関する問い合わせ等に対するA Iを使ったチャットボットによる回答、情報発信について検討したいということで、シティプロモーションのほうで予算をつけたところですが、実際に調査研究を行った結果、報告書に盛り込むほどの内容ではなかったということで、報告書のほうには記載されていないこととなっております。

○池田総務部長

なので、実際、平成29年度、そういうふうなA Iを利用したシティプロモーションができないかというところで、I o Tを利用したり、地域を絞ってプロモーションをかけたり、絞る際にA Iを活用したりというふうな検討をしていたので、この予算を立てて調査したんですけども、結果的にプロモーションの部分については、調査の報告には載ってこなかったという形になります。

○野中宣明委員

そしたら、A Iチャットボットですか、いわゆる「ここねちゃん」ですかね。これはいつされたんですか。これは検討、予算立てをする前からあったんでしょう。違いますか。

○大串総務部副部長兼総務法制課長

「ここねちゃん」につきましては、保険年金課のほうで、ちょっと予算をつけずに実験として行ったものでございまして、平成29年度の末から実験的に始めたもので、ちょっとこれとはまた別の取り組みということになります。

○野中宣明委員

だから、そのA Iというのは、やっぱりまず認識的にきちっと独立させておかないといけないんじゃないかと思うんですよね。だから、このシティプロモーションに、何でもかんでもここに入れたら予算がつけられると、そういう違和感しか覚えられないですよ。そういうことで聞いているんですけども。

○池田総務部長

なので、昨年まではいろんなところで「ここねちゃん」ですとか、秘書課でのシティプロモーションへの活用とか、いろんなところでA Iをやっていたのを、4月に企画調整部に集約したところがございます。

○山下伸二委員長

部長、先ほどの説明からいけば、やっぱり成果の説明資料には、当初ここに入っているのは、シティプロモーションのためにA Iを活用できないかということで予算立てをして1年間やったけども、結果としてシティプロモーションとしての特筆すべき成果が得られなかったということをここに書いておかないと、こういう質問が出てくるんですよ。予算を立ててやってみたけども、結果として思ったような成果が得られなかったでもいいじゃないですか。

○池田総務部長

思ったような成果といいますか、ほかの部分についてはいろんな成果が出てきております。結果的にシティプロモーションに関しての調査の報告にはならなかったということでございます。

○山下伸二委員長

だからそれを書かないと。

○千綿委員

部長、そうであるならば、本来企画調整部というのがあるじゃないですか。基本的に企画調整部が担当課、A Iとまたがっているから——説明は実際企画政策課でしているわけですよ。そうであるならば、本来企画政策課で上げてやるというのが本来普通——それを言われているんですよ。なぜこっちの秘書課のほうにこうやって上がっているのか、違和感がありますと。だから、本来企画調整部の企画政策課の中で議論していたのであれば、横断的にいろんな部にまたがってA Iを研究しているから、企画政策課のほうでつけて、例えば、所管の課に行ってもらおうとか——仮にですよ。できるかどうかは別として、そういうやり方を本来するじゃないですか。それをなぜ企画調整部でやるのかということで、所管がないところは企画調整部で大体するじゃないですか、普通は。普通何も所管がないときは企画調整部でするじゃないですか、またがっていたりすると。それで、実際実務をするときは担当課に引き渡すというようなやり方を今までしてきたでしょう。普通は、通例ではそうだったにもかかわらず、何で秘書課にこれがあるのかというのが、違和感があるということなんですよ。要はそういうことだけなんですよ。そうしているからしょうがないんですけど。

○山下伸二委員長

先ほどの説明以上の答弁は出てこないですね。

○池田総務部長

そうですね。繰り返しになりますが、企画調整部でA Iに関する取り組みを行っていた。先ほど言いましたように「ここねちゃん」みたいに保険年金のほうでも行っていた。秘書課のほうでも、A Iがプロモーション上利用できないかというような事業も進めていたという中で、秘書課のほうで調査研究して、全国事例とかを集めて、プロモーションに利用できないかというところで、この事業に秘書課のほうで取り組んだという形の経緯になります。

○野中宣明委員

そしたら、その当時、庁内的には総務部と企画調整部でどういった協議をされたんですか。今、千綿委員が言われるとおりの、私も考え方が同じなんです。入り口は、やっぱり企画調整部でほとんど事業をやられているじゃないですか、新しい事業を組み立てる前には。だから、そこを総務部と企画調整部でどういう連携、協議をされたんですか、庁内において。

○山下伸二委員長

答弁できますか。

○池田総務部長

調査研究事業の立ち上げにおいては、秘書課で行うという部分については、企画調整部との調整は行っております。

○野中宣明委員

だから、調整を行っているということであれば、何でそうなったんですかと。やっぱりもう少しそこをきちっと、私は企画調整部で事業を立ち上げたほうが一番スムーズに行っただんじゃないかと。通例ではそうなんですよね。それがなぜ秘書課のほうで上げたのかということです。だって、この書類を私たちに配付いただいたときに、秘書課と企画政策課の連名で来ているんですよ。だから、その連携はできていたはずなので、もうちょっとその詳しい協議内容、予算をこっちにつけた理由というのをきちっと説明していただかないと、この違和感は取れません。

○小林秘書課長

今言われた理由につきましては、ちょっと確認してお答えさせていただきたいと思っております。

○山下伸二委員長

ちょっとこの場では答弁できないということですので、よろしいですか。

○千綿委員

済みません。ちょっと戻るんですが、プロモーション大使のところ。今、佐賀に観光大使がいるじゃないですか。プロモーション大使の仕事のすみ分けとかはあるんですか、ちょっとお尋ねです。要するにプロモーション大使と言われても、僕たちは漠然と自治体が観光大使なり観光親善大使とか、いろんな名称で芸能人の方と契約されているのを知っているわけですね。

ただ、プロモーション大使と観光大使というのは全然違うと私は思っているんですが、そのすみ分け、観光大使はこうですよと、プロモーション大使はこういう役目を持っていますよというのをちょっと教えてもらっていいですか。そもそも論なんですけど、プロモーション大使とわざわざつけられているので、僕たちが知っている観光大使とか観光親善大使を芸能人の方がされているというのはよく聞くわけですよ。よく聞くのでわかりますが、プロモーション大使というのは、プロモーションを広報するための大使という位置づけでいいんですかね。

○小林秘書課長

観光大使、プロモーション大使という言葉の表現というのはありますけど、観光大使というのは、主に観光イベントとかに参加されて、情報を発信される方ではないかと思っております。

プロモーション大使につきましては、その他イベントにも参加していただきますけど、著名人ということで、SNSだったり、いろんなところで情報発信していただく、幅広く佐賀市の情報、魅力を発信していただく方ということで、プロモーション大使という名称をつけて委任しております。

○千綿委員

私はある観光大使と会ったことがあるんですが、その方は高知市の観光大使をされているんですが、名刺に坂本龍馬記念館の割引券がついているんですよ。仮にそういうのはないんですか。例えば、プロモーション大使が告知をやって、バルーンミュージアムの入場券が安くなったりとか、そういうのは全然ないんですか。ただ、ネット上のブログで書いたり、SNSで広報するだけという感じなんですか。何かそういう議論というのは昨年されていますか。企画のものですよ。だから、大使になっていただくのは、僕はどんどんやってもらって、ネットとかで拡散していただくのは非常に有効だとは思っています。ですから、名刺とかをやって、バルーンミュージアムの入場券、例えば、500円なんだけど半額にしますとかいうのが仮にあったら、もしその人が佐賀に来たときにそういうのが半額になったりすれば、より効果的かなと思ったので、そういう企画の部分、要するにプロモーション大使の契約をして、イベントに来てもらうという感覚だけなんですかね。それ以外は全然ないんですか。

○秘書課シティプロモーション室長

プロモーション大使の皆さんには名刺のほうをお配りしております。その名刺の裏にはバルーンとか、あとノリとか、東与賀干潟などの風景をつけておりましたので、そういう佐賀市の観光イベントのプロモーションを名刺の裏につけて大使の皆さんがお配りする、それで佐賀市を宣伝していただくという形をお願いはしております。割引券はついておりません。

○千綿委員

ほかの市はそういうことをやられていますので、やっぱり考えないといけないですよ。例えば、ネットで拡散したときに、何かそのPRをして、もし佐賀に来ていただいたら何かのメリットがあるとかという部分があればもっと広がると思うので、100円でも安くなれば、そこは企画の中で考えていただきたいなと思います。これは要望です。

もう一点だけ、最後になりますが、広報の中で、皆さんSEO対策というのを御存じですか。

先ほどシティプロモーション室のプロモーションのビデオを見たんですが、つくりましたはいいんですよ。僕たちも知らないんですよ。ホームページに載せてあります、確かに。本来は、ホームページに誘導するために広報するのがSNSなんですよ。SNSで広報してホームページに来ていただいて、そこにアクセスしていただくと、アクセス数が上がりますので、例えばグーグルやヤフーで検索したときに、タマネギと入れたとします。アクセス数が高いところから順番にトップページから並ぶんですよ。これがSEO対策です。

だから、SNSとホームページ、プロモーションビデオもホームページで公開しているじゃないですか。そこに呼び込むためには、SNSで拡散して、そしてホームページに誘導するというのが、本来、SEO対策の一番基本なんですよ。そういうのをやっぱり戦

略的にやっていかないと、ホームページにアップしてつくりました。議員にも全然告知していないでしょう。私は聞いていないんですよ。例えばこういう動画をつくりましたというのは、告知もないし、もちろんホームページを見てくださいとあなた方は言うかもしれないけど、せっかくだったら、佐賀のSNSでそういう発信をして——されているとは思いますが、いいねの数が少ないので広がりがありませんよ。

だから、前から言っているように、SNSで物すごいフォロワーが多い人なんかをお願いして、アップしてもらうという方法が必要だと言っているんです。そういうところは議論されているんですかね。ホームページにアップしているじゃないですか。せっかくプロモーションをつくっても——例えば、一番有名なのは大分市です。遊園地のお湯を張った観覧車とかで遊んでいる。これが100万超したら実際やりますとか言ってやられたじゃないですか。あれも大評判になったわけですよ。それはSNSで拡散していったからです。

だから、他市でやっていることをもうちょっと吟味してやらないと、幾らいい動画をつくっても拡散はしないですよ。

○山下伸二委員長

そういった検討をされていますかということですね。

○千綿委員

そういうこと。

○秘書課シティプロモーション室長

動画をつくって配信する場合には、必ずSNS、佐賀市で使っているツイッターとフェイスブックでは発信しております。また、昨年つくったサシパワーにつきましては、ふるさと納税のほうのウェブ広告でも、シティプロモーションのほうではウェブ広告、インターネット広告を出しておりますので、そういう形でこのターゲットに伝えたいかと、そういう研究のほうもしております。

全体的な広報の部分についての研究というのはしておりませんので、委員おっしゃられるように、もうちょっと広がり、フォロワー数をふやすための取り組みと、あと動画を見もらう取り組みのほうも考えていきたいと思っております。

○山下伸二委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

そうしましたら、このシティプロモーションの件に関しましては、平成29年度と平成30年度との対比ですね、大項目は出てきましたけども、それぞれの項目の増減、それと2番の認知度アップキャンペーン経費のそれぞれの事業の委託先、委託料、それから委託先の選考方法、それとAIに関する調査研究は平成30年度の予算でこのシティプロモーションの中に組み込まれた理由、どのような調整が行われたのか、これについて、あさって改めて聞く場がございますので、また後ほど委員の皆様とも調整しますけれども、その場で説

明を求める方向で後ほど調整をしますので、準備のほうをよろしく願います。また、もちろんそれ以外にも総務部で出てくる可能性がありますので、その場合には議会事務局を通じてお知らせいたしますので、よろしく願います。

それでは、一旦総務部に関する審査を終了いたします。御退室いただいて結構でございます。

◎執行部入れかえ

○山下伸二委員長

市民生活部の皆様、大変お待たせいたしました。

それでは、ただいまから審査に入りますけれども、説明につきましては、簡潔に願います。委員の皆様も、質問につきましては簡潔に、要点を絞って願いたいというふうに思います。

それでは、一般会計歳出2款の市民生活部に関する決算について、執行部の説明を求めます。

◎第56号議案 平成30年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出2款 説明

○山下伸二委員長

それでは、市民生活部2款に関する説明をいただきましたので、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。

○重松委員

資料19番の30ページの交通安全指導員活動経費なんですけども、ここに1人当たりの平均の立哨日数が書いてありますけども、地域によっては子どもたちの登下校の交通指導とかということで、毎朝立ってある人もいらっしゃいますし、どこかの地区は月1回か2回、ちょっとわからないけども、ほとんど立っていない指導員もいらっしゃいます。給料なんかも全部一律みたいなんですけども、立哨日数というのは誰が決めるんですか。

○鷺崎生活安全課長

佐賀市のほうで、基本的な立哨の日にちをお願いしております。毎月1日、10日、20日の交通安全日と、それから年に4回の交通安全県民運動、これはそれぞれ10日間ございます。その日は毎日。それと、地域でのイベントがございますが、そういった要請があった場合など、立哨をお願いしているものでございます。

○重松委員

そしたら、市で決めてあるのが月4回ですか。

○鷺崎生活安全課長

基本的には月3回でございます。

○重松委員

そしたら、自主的にやっておられるということですね。毎朝立ってあるところはですね。

○鷺崎生活安全課長

そうでございます。

○重松委員

そしたら、給料体系というのは一緒だと思うんですけども、大体平均どれくらい支払っているんですかね。

○鷺崎生活安全課長

報酬月額を条例により決めておりまして、お一人一月9,310円でございます。

○山下伸二委員長

ほかにございませんか。

○富永委員

資料番号19番の41ページですけども、男女共同参画啓発推進事業です。

セミナー等が開かれているんですけども、その中で、その辺の分析とか動向とか、そういった実績とか、数字で出せるものが何かありますでしょうか。女性管理職の上昇とか、例えば何か目に見えてわかるようなもの。

○八谷人権・同和政策・男女参画課長

女性管理職につきましては、佐賀市の職員というところで大丈夫でしょうか。

(発言する者あり)

管理・監督職で14.9%でございます。管理職が15.9%、監督職が14.2%となっております。佐賀市の職員の分の女性の管理・監督職の登用率になっております。

○富永委員

市全体として市民向けのセミナーとかが多分開かれていると思うんですが、そういう総括とかはされていないですか。市の企業とかの動向。

○八谷人権・同和政策・男女参画課長

市の企業等の動向につきましては、女性の登用率がどのくらいかというのは調査しておりません。ただ、女性が活躍されているところは協賛事業所として登録していただいているところがございます。

19番の43ページの一番上の黒ポツになります。男女共同参画推進事業所の募集等というところになります。昨年、81社の企業の訪問をいたしまして、登録事業者として新規に15社の登録がっております。現在、平成30年度末では、登録事業者総数としまして176社になっております。男女共同参画を推進されている企業の登録というところがございます。こちらのほうには、当課で行います研修会の御案内等を送付し、引き続き男女共同参画に努めていただくというところで啓発のほうを行っております。以上でございます。

○山下伸二委員長

ほかにございませんか。

○宮崎副委員長

そしたら、19番の同じ42ページですけども、男女共同参画研修会の件ですが、平成29

年は5件、講座名でLGBTが入っていますが、平成30年はLGBTが入っていないのはどうしてなのかというのが1つと、平成29年は997人の参加だったのが平成30年は675人ということは、300人ぐらいいちよっと参加が減っていると思います。この理由をお願いします。

○八谷人権・同和政策・男女参画課長

まず、1番の質問のLGBTの分でございますが、平成30年に組織改編で男女共同参画課と人権・同和政策課が統合いたしました。その中で、LGBTの啓発の分につきましては人権のほうで担当するというすみ分けを行っております。また、LGBTの相談とか対策につきましては男女共同参画室のほうで行うということで、統合前まではそれぞれがLGBTについて啓発を行っておりましたので、統合した分でそれぞれ事業の見直しを行って調整しているところでございます。

後ほどLGBTの分の啓発については、人権のほうの決算で説明させていただきます。

2点目ですけれども、参加者は昨年度が997人、今回約700人で300人ほど減っているのは、学生の参加が減っているところが大きな要因でございます。西九州大学、佐賀大学で研修を行っておりますが、西九州大学は神園キャンパスと佐賀キャンパスがありますが、神園キャンパスのほうにちょっと講座が対応できないということで、佐賀キャンパスだけの対応ということで、人数が減っているというのが実情でございます。以上でございます。

○江頭委員

資料19の13ページ、防犯カメラ維持管理事業の件なんですけれども、ここに2カ所ある中でのデータ提供件数が書いてあるんですが、例えばデータ提供で事件を未遂に抑えたとか、また、犯人の逮捕につながった、そういう最後の後追いまで把握されているんですか。その分を1つお尋ねします。

○鷺崎生活安全課長

警察のほうともお話をいたしましたけれども、捜査状況についてとか、そういうことが含まれるため、報告はできないということでございました。

○江頭委員

エスプラッツは多分佐賀南ロータリークラブの要請があつて設置された経緯があるんですよね。佐賀駅の部分は私はよくわからないんですけれども、最近、この防犯カメラは物すごく事件の解決にいろんなところで効果を示しているじゃないですか。

そうすると、例えば、今それぞれのコンビニを初め、いろんなところの防犯カメラの設置は個人的なところではあるんですけれども、これ以外に、市の施設の中で具体的に防犯カメラの設置に対する検討というのは担当の課でされているのか、私も佐賀南ロータリークラブがエスプラッツにつけるときにかかわったんですけど、そんなに設置費用というのは、大きな金額ではないんですよね。

そういう意味では、これはいろいろ人権的な問題も絡んではくるんですけれども、そう

いう検討というのは、ほかに佐賀市の施設に関する中での設置の検討はされているかどうか、その辺。

○鷺崎生活安全課長

それぞれの公共施設につきましては、所管する課のガイドラインに基づきまして、防犯カメラの設置が必要かどうかの判断をいたしまして、必要と判断いたしました施設につきましては防犯カメラを設置しております。

佐賀市内で、平成31年度末で約300台の防犯カメラと、また、監視カメラも含めましてですけれども、設置しているところでございます。

○眞崎市民生活部長

課長の答弁にちょっと補足です。

江頭委員の御質問の趣旨は、これまで検討したのかどうかということと、その検討状況というのはどうなっているのかというふうに、ちょっと私はそういうふうにお聞きいたしましたので、課長の答弁に補足させていただきますと、昨年来、一般質問等々で議会のほうから御意見、御指摘をいただいているという背景もございまして。

そういったこともありまして、ほかの自治体に調査をかけているところなんです。どういうふうな補助のやり方があるのかとか、あるいはどういった場所に設置しているのか、あるいはどういった審査と申しますか、要するに要望に対してどのような審査する場を設けられているのかとか、そういったことはずっと調査研究してまいりました。その結果を踏まえまして、先ほどちょっと課長が言いましたけれども、いわゆる市有の施設、そういったところについては、市のそれぞれの所管部署がこれまで同様に設置の必要性、それと効果を踏まえた上で設置すると。

それと、今、生活安全課で設置しているエスプラッツ周辺と、それと佐賀駅バスセンター周辺、そちらについて今後増設が必要な場合ですとか、もうそろそろ機器更新という時期も迎えておりますので、その部分については生活安全課、要するに市のほうが対応していくと。それ以外の先ほどおっしゃいましたいろんな地域の方からの御要望に対してどういうふうにしていくのかということで、そこがまだちょっとはっきり詰まっていないという状況です。

ただ、先ほど委員もおっしゃいましたように、エスプラッツとか、バスセンター周辺につきましては導入経緯を見ますと、寄附をいただいてエスプラッツに設置するとか、あるいは警察からの要請ですとか、協議ですとか、犯罪が起こりやすいという視点で、そういった背景がございましたので、今後設置するかどうかについては、同様に警察からのそういった要請、あるいは実際現場を見て、地域の皆様の御意見も踏まえながら、効果が大きいという場合には設置していくという考えを今のところは持っているところでございます。以上です。

○千綿委員

防災カメラについては私も質問したことあるのですが、その当時の答弁では、結果的に映像が個人情報に当たるので、取り扱いでどこが保管するのが難しいという部分が答弁としてあったわけですね。実は今、まち協のほうでもその防災カメラをつけようと思っ
ているんですが、例えば、今自分のところで持っている分に関しては多分そのプライバシーの保護という観点から、皆さんが見ることができるわけじゃないと思うんですね、その映像というのは。それはどういう処理をされているんですか。例えば、その責任者を1人決めて、外部にどういう人が映っているというのは当然守秘義務として言えないと思うんですが、私が質問したときはそういう答弁だったんですね。

今、管理というのは映像の管理、見る人の管理、例えば見る人は誰か責任者を決めてその人だけにやっているのかどうか、そこら辺をちょっと教えていただけますか。

○鷺崎生活安全課長

佐賀市の施設に防犯カメラをつける際には、必ず個人情報審査会のほうにかけることとなっております。その段階でどのようなつけ方をするか、データの管理をどのようにするかというようなことを具体的に御説明申し上げておまして、例えば佐賀駅周辺、ほとんどのところがそのような形で決められているんですけども、管理者は誰にするのか、取扱者を誰にするのか、取り扱い職員を誰にするのか、具体的に決定するような仕組みにしておまして、それ以外の職員は使えないと、現在、そのようなやり方をしているところでございます。

○千綿委員

多分まち協でも議論になるのは、結局、誰が管理するのかということになってくるんです、最終的には。そのときに私が質問したのは、例えば自動販売機の中に無料でカメラがつけられるので、つけたらどうですかという提案だったんですが、各自治会でここは多分ちょっと危ないからそういう監視カメラがあったほうがいいよねと言って仮につけたとします。例えば管理が――昨年度、他の企業なり、団体からその管理をお願いしますとかという相談とかはあっていますか。

○鷺崎生活安全課長

特に管理をお願いしたいというふうな相談はあっておりません。ただ、その管理につきましては、佐賀県が佐賀県防犯カメラの適正な設置及び利用に関する指針というのを設けておきますので、その指針に具体的にどのような管理をするというようなことが設けられておきますので、御相談があった際には、この指針を遵守する形でお願いしたいということで御説明することとしております。

○山下伸二委員長

ほかにございませんか。

○宮崎副委員長

17番の79ページ、20番の扶助費の不用額、犯罪被害者見舞金の給付ですけども、記憶だ

と多分昨年もこれは該当者なしで、そのまま不用額に出ていたと思います。たしか議会側からもつくってくれというやとりがあってこれをつくった記憶もあるんですが、平成30年度もゼロだということで、何かその原因とか、今後ちょっとやり方を変えていかなきゃいけないとか、そういったことの協議というのはされていますでしょうか。

○鷺崎生活安全課長

現段階では、そのやり方の変更などの検討はしておりません。やはり被害者の方のために体制を整えておくということも重要なことというふうに思っております。

○宮崎副委員長

逆に積極的に働きかけて、こういうがあるので使ってみませんかとか、そういったことをやろうというようなところは余り考えていないと。

○鷺崎生活安全課長

この見舞金に関しましては重要犯罪に関する被害者ということで、警察のほうできちんとデータを把握されて、そこの連携の中で佐賀市のほうに御紹介があるような形で運用しているものでございますので、この見舞金については漏れなどもございません。

ただ、犯罪被害者に関する支援はいろんなところでできる、いろんな情報がございますので、そのような被害者支援の制度を周知するためにホームページですとか、リーフレットを作成していろんな機関に設置して広報しているところでございます。

○宮崎副委員長

確認ですけど、その漏れはないということで、警察からこうやってこういうのがありますよということで紹介があって来られて、何かのあれで、やっぱり私は見舞金はいただきませんかとか、そういったことも事例としてあっているんですか。

○鷺崎生活安全課長

ございません。

○重松委員

資料19の14ページ、生活安全推進経費で佐賀地区防犯協会の負担金と諸富地区防犯協会の負担金が上がっていますが、ちょっと確認ですが、諸富地区防犯協会負担金というのは、もともと諸富署があったんですね。その諸富署は川副、諸富地区だったと思うんですけれども、その分の流れで諸富だけに地区防犯協会というのがあるんですかね。

○鷺崎生活安全課長

諸富署と佐賀署が統合されて、その後、佐賀北署と南署に警察署のほうは分かれました。その話が出た平成28年度の段階から佐賀地区防犯協会と諸富地区防犯協会の統合も検討されてまいりまして、今年度4月1日をもって統合いたしました。平成30年度までが別々の…

○重松委員

合併になってから諸富警察署が諸富交番所になったと思うんですけれども、交通事故な

んか、やっぱり署員数が減ったし、そういったことで諸富管内の交通事故がふえたとか、そういうデータはないですか。

○生活安全課副課長兼交通安全・防犯係長

諸富管内ということでは警察のほうも出していませんけれども、北署、南署で件数が毎月出ておまして、南署のほうも昨年よりも減少はしております。

○山下伸二委員長

ほかにございませんか。

○富永委員

19番の43ページ、ワークライフバランス事業ですけど、専門的な知識や経験を有するアドバイザーの方、これは佐賀市内の方ですか。

○八谷人権・同和政策・男女参画課長

福岡のほうの企業になります。

○富永委員

佐賀市内には全くいらっしゃらないんですか。

○八谷人権・同和政策・男女参画課長

専門的なアドバイザーは福岡の企業の方を専門の講師として、佐賀市内の事業所のほうには派遣しております。

○山下伸二委員長

ほかにございませんか。

○八谷人権・同和政策・男女参画課長

済みません。先ほどの答弁の部分で修正させていただきたいと思って、お願いいたします。

○山下伸二委員長

はい、どうぞ。

○八谷人権・同和政策・男女参画課長

42ページで開催の実績が減ったというところなんですけれども、西九州大学のほうは佐賀キャンパスのみの実施で、神埼での実施はございませんでした。減った理由ですが、西九州大学の佐賀キャンパスの中に幾つかの学科があるんですけれども、子ども学科のみの対応ということで、約200人参加者数が減っているところでございます。それと、佐賀大学の鍋島キャンパスになるんですけれども、これは講座の希望者が少なかったというところで、100人ほどの減になっております。訂正いたします。

○山下伸二委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、残りがちょっとありますけれども、1時間以上たちましたので、一旦休憩さ

せていただきまして、11時25分に再開いたします。

◎午前11時16分～午前11時25分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

続きまして、市民生活部にかかわる3款、4款、7款及び10款について執行部の説明を求めます。

◎第56号議案 平成30年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出3款、4款、7款及び10款説明

○山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆様の御質疑をお受けいたします。

○重松委員

資料19の277ページ、社会同和教育費ということで、2,200万円ほど支出されていますけれども、この中で人権教育の啓発推進事業とか同和問題の講演会とかされていますが、実際この成果がどうだったのかですね。だから、ある程度どれだけの成果が出て、目標設定をしたのに達成したのか、そういった成果があんまり見えないけども、パブリックコメントもされていますが、例えば人権・同和に関心がある人はどれぐらいの割合でいるのか、また、人権侵害を受けた人が本当に何人ぐらいいらっしゃるのか、そこら辺は把握していますか。

○八谷人権・同和政策・男女参画課長

まず、研修会をされているが、その成果はというところです。

毎回アンケート調査を実施しております。研修会、講演会等、全てアンケートを実施しております。また、アンケートの中で、講演会を聞いた後、何か行動に移したいかというところでは、やはり差別しないようにしたいとか、講演会で聞いたことを周りの人に知らせて、こういう差別の内容等をより広めたいというような意見がっております。

また、人権侵害を受けたことがあるかというのは、平成27年度に人権・同和問題に関する市民意識調査を実施しております。その中で、人権侵害を受けたことがあるかという質問がありまして、約10%の方が人権侵害を受けたことがあるというような回答がっております。

また、人権・同和問題に興味があるかというところを聞いておりますが、前回の調査、平成22年度に実施しました調査からは20ポイントほど上昇して、約6割の方が人権侵害に関心があるというような回答をされております。

啓発効果というのが非常に見えにくい部分がございますが、また来年度、市民意識調査をしますので、その中でまた図っていききたいというふうに思っております。以上でございます。

○山下伸二委員長

市民意識調査は5年に1度ですか。

○八谷人権・同和政策・男女参画課長

5年に1度でございます。前回は平成27年度で、来年度実施予定でございます。

○山下伸二委員長

わかりました。

○千綿委員

19の資料の132と133ページで斎場の件ですが、修繕されたということなんですけど、合併して3つ斎場がありますよね。たしか僕の記憶が定かであれば、2035年が高齢化の一番ピークだったと記憶しておりますが、修繕されて、この3つの斎場が今後、やっぱりフル稼働と言ったらおかしいですけど、亡くなる方が結構ふえていった中でどのくらいまでもつのかという議論というのは修繕の中でされているのでしょうか。

例えば、やっぱり火を使ったりするので、耐火のれんがとか、いろいろ特殊なやつを使われていますよね。だから、そういう中で、今後、2035年が多分ピークだったと記憶していますが、それまでずっとかなり稼働がふえていくのではないかなという気がするんですけども、そこら辺の3つの斎場の今後を含めて、修繕されたときにどのくらいの修繕だとこれくらい伸びるよねという話は当然出てくると思うので、その3つの斎場の先の利用も含めた形での検討というのはされていますか。

○真崎市民生活部長

今の御質問でまず、やはり委員がおっしゃるように、これから超高齢化でどこでも同様に多死社会になりますよね。ですから、我々としても3施設は、そういう側面もあって使える分——使える分というか、まだもつと思っておりますので、その分については当然ながら使うというのが第1点。

それと、広域的な要請があった場合、いつどこで大災害が発生するかわからないと。そういう側面もあるので、やっぱり3施設が全体の——多死社会といっても、ちょっとそこは御質問があったように、どこまで必要なのかというのはちょっと出し切っていませんけれども、やっぱり1点目と2点目、広域的な利用といわゆる多死社会というふうなこと、そういうのを観点にきちっと置いた上で改修しながら、できるだけ延命していきたいというふうな考え方です。

○千綿委員

それと、都会では引き取り手がない。要するにだびに付して、結局自治体が灰を処理しないといけないというのがこの間テレビであっていたんですね。それというのは、昨年度の統計としてあるんですか。基本的に田舎だから、誰か身内が当然つくだろうと思うんですけど、東京ではだびに付して、要するにお骨を取りに来られる方がいないので、その保管が大変ということをこの間テレビでやっていたんですよ。佐賀はそういうのがあります

か。

○つくし斎場参事兼場長

遺骨を引き取らないということは、月に四、五件ほどあります。それは市のほうで処分しております。

○千綿委員

計量法について、資料ナンバー19の203、これは計量の法律の中で農家とかは多分市販の安いばかりとかを買うじゃないですか。あれって義務はあるんですか。済みません。罰則は多分ないと、以前お伺いしたときはなかったと思うんですけども、計量のはかりが安い1,000円ぐらいでプラスチックのやつがあるじゃないですか。農家とかはそれを結構使うわけですね。例えば、私でいえばタマネギを出すときに600グラムのはかりではかって出すんですけど、そういうのは別に違反にはならないですよ。ちょっと確認です。

○消費生活センター参事兼所長

一般的に自宅でただはかるだけのはかりというのは、こちらの定期検査の対象にはなりません。それを取引に使う場合にそれをもって金額が発生すると。ですから、例えば農協とかに持ち込むとき、農協のほうではかって金額を確定するというので、自宅ではかるとき、目安の重量をはかる場合には、この定期検査の対象にはならないし、もちろん罰則にはひっかからないということになります。

○千綿委員

そしたら、例えば直売所に出しましたといえれば対象になるということですか。

○消費生活センター参事兼所長

直売所で売る場合に、500グラムとはかって500グラム幾らという場合には対象になります。ただ、500グラムを目安として、あと売るときは1袋300円という袋単位だと対象になりません。

○富永委員

19番の277ページですけれども、人権教育セミナーの件で下の開催実績の表の5番、市内小・中学校PTA会員研修、回数が8回から3回に大幅に減って、よって参加人数も減っているんですけども、これは何かそういう要請がなかったということによろしいんですか。

○八谷人権・同和政策・男女参画課長

次世代への人権教育ということで、PTA、また幼稚園等の保護者会等を対象にして、次世代育成型講師派遣事業というのを助成しております。それを活用して研修会をしていただきたいというようなところで、PTAへの説明等もしておりますが、たまたま申請が少なかったというところがございます。以上でございます。

○山下伸二委員長

ほかにございませんか。

○宮崎副委員長

先ほどのLGBTの件です。19番の79ページと278ページで人権ふれあい講演会と映画上映会ということで上がっていますが、男女共同参画と人権で男女から人権のほうに移られたということで、その理由は何となくわかるんですが、男女共同のときは結構LGBT、LGBTと表にばんばんと出ていたみたいで、人権になるとほかにもたくさん人権の案件が多分あるはずですので、LGBTがその中に埋没したりとか、それだけちょっと抜き出してやるというのは難しくなったとか、そういったところというのは昨年度ありませんでしたか。

○八谷人権・同和政策・男女参画課長

昨年統合する前から、人権のほうでは一応毎年、強調するテーマとしまして、年間テーマを決めています。平成30年度は同和問題とLGBTをメインにするというところで、それは統合する前から決めていまして、統合したところで啓発を人権のほうでとるというようなところで話をしました。

昨年度、人権ふれあい講演会と映画上映会、また、この表の一番上の人権ふれあい学級のほうでも取り上げております。その中で、LGBTについては、もう本当に多くの――それと社会同和教育指導員というのがおありまして、その指導員が各自治会単位の研修会等に行きます。その中でもLGBTを研修する、また、学校の先生に対しての研修とか、生徒への研修というものも含まれて、LGBTに関しては全体で約20件、人権のほうで18件研修会を開催しております。約2,000人の方が参加しておりますので、男女共同参画課でしていた分から見ると、かなりふえているような形になるかと思えます。

済みません、2,000人ではなくて、1,500人に訂正いたします。1,500人です。

それと、事業を進める中で、講演会の後に男女の相談会を開催するというところで、講演会は当事者の方で全国的に講演されている方を呼びまして、その後に相談会を実施するようにして、より充実した相談を進めることが昨年度はできているというふうに思っております。以上でございます。

○山下伸二委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これもちまして市民生活部に関する質疑を終了いたします。

執行部の皆さんは退室していただいて結構でございます。

◎執行部退室

○山下伸二委員長

それでは、市民生活部に関する質疑は終了しましたけれども、残りがありますので、一旦休憩に入って総務委員会は13時に再開いたします。休憩に入ります。

◎午前11時57分～午後1時00分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、ただいまから総務委員会を再開いたします。

それでは、議会事務局で積み残しになっておりました分について資料を提出いただいておりますので、この資料について説明を求めます。

◎会議録作成支援システムの導入効果について 説明

○山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして御質疑をお受けいたします。

○千綿委員

ちょっと確認ですが、今の議事録をとらなければいけないとか、たしか電子、磁気でも可能になっていなかったですかね、法律上、地方自治法の中で。要するに今までは会議録としてちゃんと印刷して残さないといけないというやつが、磁気テープとか、テープだけでいいとか、多分緩和になったと思っているんですが。

○花田議会事務局副局長兼議会総務課長

それは今おっしゃるとおり、そういった法令上の——ただ、それを実施するに当たって署名の問題とか、そういったものが残っておりますので、事務局では今のところ、鋭意そこを検討しながらですね。でも、電子記録と言いながら、紙媒体の記録は一、二部残す必要がどうもあるようなので、そこがどうなのかという形では考えております。

ただ、一般には、今言うように会議録検索システムに一般向けを載せていますので、それとの整合を図りながら、冊子の省力化というか、紙ベースをなくすこと、それを今後検討していきたいと思っています。これはよその議会でもちょっと悩まれているところで、署名の問題であったり、今申し上げた問題であったりが出ているということでございます。

○千綿委員

最後になりますけど、本会議をとらない理由というのがあるんですか。例えば、結局事務局の職員でも7割というふうな反訳率があれば、逆にそこに加筆していただくだけでいいじゃないですか。多分小出速記事務所も正直、派遣してこっちに来られていますよね。そうすると当然その派遣費も要るだろうし、システムを入れることによって職員の事務軽減にもなるのかなと。

今後、生産労働人口が減っていく中で考えたときに、小出さんも派遣できないという話になる可能性もあるわけだから、それなら音声データと翻訳データと一緒にやって、派遣はしなくてもそれで起こしてもらおうということも今後はできるわけでしょう。だから、本会議に入れない理由はそのとき何だったのか、ちょっと教えてください。

○花田議会事務局副局長兼議会総務課長

御存じのとおり本会議は臨場速記ということで、業者が議場のほうにいらっしゃいます。導入の経緯は、まず常任委員会でそれを試そうということで情報の蓄積ができております。ただ、常任委員会と本会議の会議録の一番の違いは、常任委員会は基本的に質疑のやりとりのみの全文筆記をやっております。本会議録は当たり前のことですが、一言一句逃さ

ずにミス発言から全てをしております。それと拍手があったとか、やじが飛んだとか、微妙なニュアンスの描写までっております。

それともう一点は、導入したのが、大会議室と第1から第4の5会議室にシステムを導入しており、議場にはしていません。ただ、議場の音声データをモニター室でとっております。そのデータをどこかの会議室のシステムに入れれば、同じように文字となって起こってきますので、その可能性は今後検証したいと思っています。それを導入している自治体もありますので、方言の問題などいろいろありますけど、実際電子データ化して臨場速記を置かないという議会のメリットとデメリットを私どもなりに検証して、また議会運営委員会なりで御相談をさしあげながら、できるかどうかの検討をさせていただきたいと思っております。

○千綿委員

今70%は、今、ディープラーニングでだんだん変換率が上がっていくという説明じゃなかったですかね、導入するとき。例えば、当初7割だったのがずっと精度が上がっていくという話ではなかったですかね。

○花田議会事務局副局長兼議会総務課長

精度というのは、例えば同じ語句で同じ読み方をするという精度、それと特殊な表記を覚えていくということでございまして、その部分では確かに精度が上がっていきます。

ただ、委員がかわれば全体の精度が落ちたり、例えば方言に基本的に対応できないので、方言の問題、先ほど言いました音声データか臨場速記か、要するに進まないのは、今のところ方言をどうするかということで、電子データであれば東京の業者に送ってできるわけですね。その業者が一番困るのが、方言がわからないと。そういう意味では地元の業者が優位性を持っている。とはいいいながら、大体わかる程度になればいいですので、その辺は今後も検討していきたいと。

○重松委員

例えば、本会議にシステムを導入した場合、機械の故障とか、停電した場合はちょっと困るよね。その対応とか。

○花田議会事務局副局長兼議会総務課長

今この委員会室を見ていただくとわかるとおり、停電のため、システムが使えないために音声データを別でとっております。これを同じようにシステムに通して、音声データとして認識させて後日やるとか、それができないときは従前のおり、音源を再生する媒体を使って事務局がこれまでの作業で起こすという対応になるかと思っております。

○山下伸二委員長

この件についてほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、この件については質疑を終了いたします。

退室いただいて結構でございます。

◎執行部入れ替わり

○山下伸二委員長

それでは、本日の委員会前に皆さんにお諮りしておりましたとおり、子育て支援部から歳入審査における発言について訂正の申し出がっておりますので、発言をお願いいたします。

○今井子育て支援部長

まずもって、本日は決算審査中の貴重な時間を割いていただくことになり、大変申しわけございません。

9月2日の連合審査の際に、20款諸収入、5項雑入、3目納入金の中の放課後児童クラブの利用料金の収入未済額に対する質問に答弁した中で一部間違っていた部分がありましたので、訂正しておわび申し上げます。その内容については担当課長のほうから申しますので、よろしく申し上げます。

○久富子育て総務課長

失礼いたします。9月2日月曜日に行われました第56号議案 平成30年度佐賀市一般会計歳入の決算審査におきまして、第20款諸収入、5項雑入、3目納付金、1節納付金の収入未済額498万80円の内訳について、山下明子委員から説明を求められた中で、千綿委員から放課後児童クラブの平成19年度の収入未済額はないのかという御質問に対しまして、利用料金を平成19年度から徴収し、収入未済額はありませんと答弁しましたが、正しくは、平成20年度から利用料金の徴収を始めたため、平成19年度の収入未済額は発生していなかったものであります。

このたびの誤りは、私が利用料の徴収を平成19年度から行っていたという思い込みによるもので、まことに申しわけございませんでした。謹んでおわび申し上げます。今後このようなことがないように十分内容を確認し、答弁してまいります。まことに申しわけございませんでした。

○山下伸二委員長

それで、この歳入審査につきましては4常任委員会における連合審査を行いました。歳入については総務委員会の所管ということで、今この委員会で訂正いただきました。それ以外の委員会の皆さんについての御周知につきましては、執行部のほうにしっかりと行っていただくようお願いいたします。ということで、委員の皆さんよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、退室いただいて結構でございます。

◎執行部退室

○山下伸二委員長

それでは、本日の決算審査については終了いたしました。本日の審査を受けて、現地視察の御希望はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、委員会から執行部に対して意見・提言を行うべき案件について協議を行いたいと思います。

本日の決算議案において、委員会として意見・提言をまとめる案の候補としてさらに協議、検討が必要な案件、1件の佐賀広報事務事業のシティプロモーションにつきましては、改めて資料を出していただいて、再説明を求めることとなりますけれども、これも含めて、それ以外に皆様から検討が必要な案件があれば御発言いただきたいと思っております。

◎意見・提言対象案件抽出に関する委員間協議

○山下伸二委員長

それでは、9月6日の執行部からの説明順につきましては執行部との調整が必要ですので、正副委員長に一任をお願いしたいというふうに思います。

次の委員会はあさって9月6日金曜日の午後10時から予定しておりますのでよろしく願いいたします。

これで本日の総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。